**（例）**

**支 援 計 画**

（利用者）と（実施社会福祉協議会）は、福祉サービス利用援助契約（令和○年○月○日作成）にもとづいて、次のとおり、援助内容のくわしい内容を定めました。

平成○年○月○日

（利用者）

住 所

氏 名 印

（実施社会福祉協議会）

住 所

名 称

会 長 名

電話番号 印

【専 門 員】 ○ ○ ○ ○

【生活支援員】 ○ ○ ○ ○

【この計画を作った日】 令和○年○月○日

【この契約の適切さをたしかめる時期】 必要な都度

【援助のくわしい内容】

**１．生活支援員が訪問する日時**

（１）生活支援員が、毎月、（第○○曜日、もしくは○○日など）の○○時ごろ（利用者）をお訪ねします。（利用者が社協等を訪問して受け取る場合などはその支援の実態にあわせて記入してください）

生活支援員が、援助する時間は、１時間くらいです。

（２）このほか、福祉サービスがつかえるように手続きの援助をするときなど、必要に応じて生活支援員が（利用者）をお訪ねします。

**２．福祉サービスの利用の援助**

（１）生活支援員は、（利用者）をお訪ねしたときに福祉サービスの利用について、また福祉サービスの苦情解決制度の利用についてのご相談を受けるなどの援助をします。

（２）福祉サービスがつかえるように手続きの援助をします。また、福祉サービスの計画をつくるときの話し合いに生活支援員が同席して、（利用者）のご相談を受けるなどの援助をします。

**３．預金のお届け**

生活支援員は、１（１）の訪問のつど、（利用者）の次の預金から金○○○○○円の払戻しを受け、訪問したときに、（利用者）にお届けします。

記

金融機関・支店名 ○○銀行○○支店

預金の種類 普通預金

口座番号 １２３４５６７

口座名義（ふりがな） □□□□（△△△△）

**４．支払い**

訪問の際に、必要があるときは生活支援員は次の支払いの手続きを援助します。

①福祉サービス利用料の振込み

②医療費や税金、社会保険料、公共料金、日用品などの代金の支払い

**５．臨時の援助**

臨時の援助の必要があるときには、（実施社会福祉協議会）は、（利用者）の意思をたしかめた上で、この計画とは異なる援助をすることができます。

**（案）**